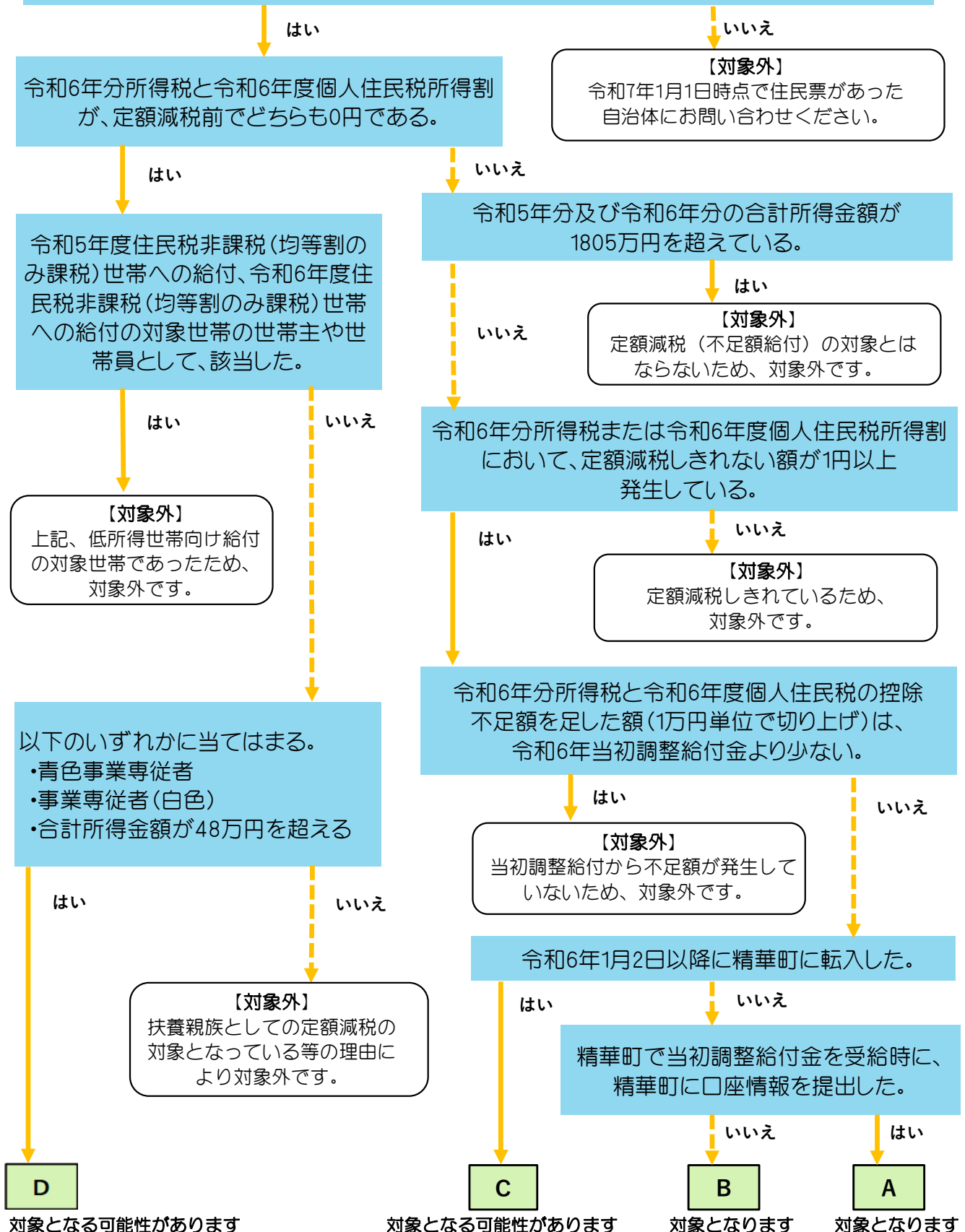


※フローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありません。

不足額給付の対象確認フローチャート

令和7年(2025年)度個人住民税が、精華町で課税・非課税決定されている。
※原則として令和7年1月1日時点で、精華町に住民票がある方について、精華町で課税・非課税決定します。



B・C・Dの方の申請締切日 令和7年10月31日(金)まで(消印有効)

裏面もご確認ください

定額減税調整給付金（不足額給付）のご案内

1 当初調整給付（令和6年）の支給額に不足が生じる方（不足額給付Ⅰ）

【対象となりうる方】表面のフローチャートにおいて **A**・**B**・**C** に当てはまった方

- ・退職等により、令和5年中の所得に比べて令和6年中の所得が減少した方
- ・こどもの出生等で、扶養親族が令和6年中に増加した方
- ・当初調整給付金の支給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割が減少した方

【給付金額】

本来給付すべき額（令和7年に計算した控除不足額）から令和6年に支給された当初調整給付額を引いた額

【申請方法】

A 受給対象者です。

8月上旬に「精華町定額減税調整給付金（不足額給付分）支給通知書兼確認書」を送付します。

受給にあたっての手続きは不要です。

※受給の辞退やお知らせに記載の口座以外への入金を希望する場合は、令和7年8月14日（木）までにご返送ください。

B

受給対象者です。8月下旬に「精華町定額減税調整給付金（不足額給付分）確認書」（ピンク色用紙）を送付します。

振込口座を記入し、令和7年10月31日（金）までに返送が必要です。（消印有効）

C

受給対象者の可能性があります。

町ホームページから「精華町定額減税調整給付金（不足額給付Ⅰ）申請書・請求書 転入者」をダウンロードし、令和7年10月31日（金）までに、申請が必要です。（消印有効）

※令和6年1月2日から令和7年1月1日までに精華町に転入した方は、前市町村に関連資料の請求が必要な場合があります。

2 専従者・合計所得48万円超で諸要件に該当する方（不足額給付Ⅱ）

【対象者】表面のフローチャートにおいて、**D** に当てはまった方（以下①～④の全てに該当する方）

- ①令和6年分所得税（※注1）と令和6年度個人住民税所得割（※注2）のどちらも、定額減税前の税額が0円の方
- ②青色専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超のいずれかに該当する
- ③世帯主や世帯員が令和5・6年度に実施した低所得者世帯向け給付の対象ではなかった
- ④当初調整給付の対象ではなかった

【給付金額】

一人当たり、原則4万円

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円。

給付金額は支給決定通知書でご確認ください。

【申請方法】

D 受給対象者の可能性があります。

町ホームページから「精華町定額減税調整給付金（不足額給付Ⅱ）申請書・請求書 専従者又は所得48万円超の方」をダウンロードし、令和7年10月31日（金）までに、申請が必要です。（消印有効）

※令和6年1月2日から令和7年1月1日までに精華町に転入した方は、前市町村に関連資料の請求が必要な場合があります。※申請書に記載の提出書類を添付のうえ提出してください。

※令和5・6年度とも専従者給与の方で対象と把握できた方にのみ、8月下旬以降に「精華町定額減税調整給付金（不足額給付分）確認書」（クリーム色用紙）を送付します。

振込口座を記入し、令和7年10月31日（金）までに返送が必要です。（消印有効）

※注1：令和6年分所得税…令和6年中の収入に対する所得税（令和6年分確定申告もしくは源泉徴収にて支払った所得税）

※注2：令和6年度住民税所得割…令和5年中の収入に対する住民税として、令和6年5・6月に町から通知のあった住民税のうちの「所得割」（定額減税前）

【お問合せ先】

住所：〒619-0285 精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

給付については 社会福祉課 0774-95-1904

税については 税務課 0774-95-1916